

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第47号

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定等に関する事務及び情報）</p> <p>第12条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に</p>	<p>（生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定等に関する事務及び情報）</p> <p>第12条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に</p>

応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～テ [略]

ト 生活に困窮する外国人に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金若しくは同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報

- (2)～(8) [略]

（療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する

応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～テ [略]

- (2)～(8) [略]

（療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する

事務及び情報)

第18条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の介護給付費（療養介護（同法第5条第6項に定めるものという。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び同法第70条第1項の療養介護医療費の支給決定を受けた障害者に対する療養介護及び療養介護医療並びに健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項の入院時の食事療養に係る利用者負担額の補助の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア～ケ [略]

コ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給

事務及び情報)

第18条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の介護給付費（療養介護（同法第5条第6項に定めるものという。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び同法第70条第1項の療養介護医療費の支給決定を受けた障害者に対する療養介護及び療養介護医療並びに健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項の入院時の食事療養に係る利用者負担額の補助の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア～ケ [略]

付金関係情報」という。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

サ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民年金法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報又は地方公務員災害補償法第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金若しくは同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の介護給付費及び同法第70条第1項の療養介護医療費の支給決定を受けた障害者に対する

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の介護給付費及び同法第70条第1項の療養介護医療費の支給決定を受けた障害者に対する

療養介護及び療養介護医療並びに健康保険法第85条第2項の入院時の食事療養に係る利用者負担額の補助の決定の取消しに関する事務次に掲げる情報

ア～ケ [略]

コ 当該決定の取消しに係る障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る特別障害給付金関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

サ 当該決定の取消しに係る障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報又は地方公務員災害補償法第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障

療養介護及び療養介護医療並びに健康保険法第85条第2項の入院時の食事療養に係る利用者負担額の補助の決定の取消しに関する事務次に掲げる情報

ア～ケ [略]

害補償年金若しくは同法第31条
の遺族補償年金の支給に関する
情報

(自立支援医療費の支給に関する事務及び情報)

第19条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額により算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条の自立支援医療費に係る同法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア～ク [略]

ケ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る特別障害給付金関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律

(自立支援医療費の支給に関する事務及び情報)

第19条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額により算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条の自立支援医療費に係る同法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア～ク [略]

(昭和60年法律第34号) 附則第
97条第1項の規定による福祉手
当の支給に関する情報

コ 当該申請を行う障害者又は当
該申請に係る障害児の保護者に
係る私立学校教職員共済法、厚
生年金保険法、国家公務員共済
組合法、国民年金法若しくは地
方公務員等共済組合法による年
金である給付の支給に関する情
報又は地方公務員災害補償法第
28条の2第1項の傷病補償年
金、同法第29条第1項の障害補
償年金若しくは同法第31条の遺
族補償年金の支給に関する情報

(2) 市長が定める所得区分及び所得
区分ごとの負担上限月額により算
定する障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法
律第52条の自立支援医療費に係る
同法第56条第2項の支給認定の変
更申請に関する事務 次に掲げる
情報

ア～ク [略]

ケ 当該申請を行う障害者又は当
該申請に係る障害児の保護者に
係る特別障害給付金関係情報又
は特別児童扶養手当等の支給に

(2) 市長が定める所得区分及び所得
区分ごとの負担上限月額により算
定する障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法
律第52条の自立支援医療費に係る
同法第56条第2項の支給認定の変
更申請に関する事務 次に掲げる
情報

ア～ク [略]

関する法律第3条第1項の特別
児童扶養手当、同法第17条の障
害児福祉手当、同法第26条の2
の特別障害者手当若しくは国民
年金法等の一部を改正する法律
(昭和60年法律第34号) 附則第
97条第1項の規定による福祉手
当の支給に関する情報

コ 当該申請を行う障害者又は当
該申請に係る障害児の保護者に
係る私立学校教職員共済法、厚
生年金保険法、国家公務員共済
組合法、国民年金法若しくは地
方公務員等共済組合法による年
金である給付の支給に関する情
報又は地方公務員災害補償法第
28条の2第1項の傷病補償年
金、同法第29条第1項の障害補
償年金若しくは同法第31条の遺
族補償年金の支給に関する情報

(介護給付等に係る利用者負担額の
軽減の実施に関する事務及び情報)

第22条 条例別表第2の21の項の規則
で定める事務は、社会福祉法人等が
提供する介護保険サービスの利用に
伴う利用者負担の軽減の申請に係る
事実についての審査に関する事務と
し、同項の規則で定める情報は、次に

(介護給付等に係る利用者負担額の
軽減の実施に関する事務及び情報)

第22条 条例別表第2の21の項の規則
で定める事務は、社会福祉法人等が
提供する介護保険サービスの利用に
伴う利用者負担の軽減の申請に係る
事実についての審査に関する事務と
し、同項の規則で定める情報は、次に

掲げる情報とする。

(1)～(6) [略]

(7) 当該申請を行う被保険者に係る国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金の支給に関する情報

掲げる情報とする。

(1)～(6) [略]

(7) 当該申請を行う被保険者に係る国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)による老齢福祉年金の支給に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条、第19条及び第22条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。